

熊本県公報

第11678号
平成20年4月7日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項	(農林水産政策課) 1
○熊本県優良乳用種雄牛選抜高度化事業に係る乳用雌牛払下げ要項を廃止する要項	(") 2
○種畜証明書の交付	(畜産課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 2
○ " " " " " "	(") 4
○ " " " " " "	(") 5
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正について	(会計課) 5
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 5
○農地保有合理化事業規程の変更承認	(農業経営課) 6
○ " " " " " "	(") 6
○ " " " " " "	(") 6
○ " " " " " "	(") 7
○ " " " " " "	(") 7
○開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○ " " " " " "	(") 7
○ " " " " " "	(") 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 8
○ " " " " " "	(") 8
○団体営土地改良事業計画変更の適否決定	(農村計画・技術管理課) 8
○ " " " " " "	(") 9
○ " " " " " "	(") 9
○ " " " " " "	(") 9
○県営土地改良事業計画の決定	(") 9
○ " " " " " "	(") 10
○ " " " " " "	(") 10
○ " " " " " "	(") 10
○県営土地改良事業の工事完了	(") 10
○二級建築士免許の取消	(建築課) 11
登 載 依 頼	
○熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程	(監査委員事務局) 11

告 示

熊本県告示第336号
熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項
熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項(昭和61年熊本県告示第410号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「大正」を削る。
昭和」

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 337 号

熊本県優良乳用種雄牛選抜高度化事業に係る乳用雌牛払下げ要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県優良乳用種雄牛選抜高度化事業に係る乳用雌牛払下げ要項を廃止する要項
熊本県優良乳用種雄牛選抜高度化事業に係る乳用雌牛払下げ要項(昭和 52 年熊本県告示第 1085 号)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 7 日から施行する。

熊本県告示第 338 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 19 熊本県臨)	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成 20 年 3 月 19 日(水)	第 13 号	波光重	褐毛和種	1 級	熊本県農業研 究センター	合志市栄 3801
	第 14 号	春光豊	褐毛和種	1 級		
	第 15 号	重栄	褐毛和種	2 級		

熊本県告示第 339 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
平和クリニック 熊本市本荘二丁目 15-18	医療法人芳和会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 340 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
平和クリニック 熊本市本荘二丁目 15-18	医療法人芳和会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 341 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年月日	事業所番号	指定障害福祉 サービスの種類

熊本県あかね荘 熊本市戸島西三丁目4番150号	社団法人 熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目43番7号 宮川 洸平	平成20年 4月1日	4310100039	自立訓練 (生活訓練)
熊本県あかねワークセンター 熊本市戸島西三丁目4番150号	社団法人 熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目43番7号 宮川 洸平	平成20年 4月1日	4310100633	就労継続支援 (B型)
しょうぶの里 生活介護・生活訓練事業所 熊本市小島下町1732番地1	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会 熊本市花畑町3番1号 川村 隼秋	平成20年 4月1日	4310100161	生活介護
しょうぶの里 生活介護・生活訓練事業所 熊本市小島下町1732番地1	社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会 熊本市花畑町3番1号 川村 隼秋	平成20年 4月1日	4310100161	自立訓練 (生活訓練)
めぐみ学園 熊本市萩原町1-3	社会福祉法人 恵熊会 熊本市萩原町1-3 八浪 敏恵	平成20年 4月1日	4310100666	就労移行支援 (一般型)
めぐみ学園 熊本市萩原町1-3	社会福祉法人 恵熊会 熊本市萩原町1-3 八浪 敏恵	平成20年 4月1日	4310100666	就労継続支援 (A型)
めぐみ学園 熊本市萩原町1-3	社会福祉法人 恵熊会 熊本市萩原町1-3 八浪 敏恵	平成20年 4月1日	4310100666	就労継続支援 (B型)
トライハウス 熊本市画図町下無田1562番地1	特定非営利活動法人 ころもみ会 熊本市画図町下無田1562番地1 北岡 司	平成20年 4月1日	4312400106	生活介護
手づくり工房 カサチコ 熊本市御幸西二丁目659番3	特定非営利活動法人 カサチコ 熊本市御幸西二丁目659番3 三山 哲也	平成20年 4月1日	4312400056	就労継続支援 (B型)
なずな工房 下益城郡富合町大字清藤88番地2	特定非営利活動法人 なずな工房 下益城郡富合町大字杉島1163番地5 北島 佳代	平成20年 4月1日	4311520052	就労継続支援 (B型)
熊本こすもす園(通所部) 宇城市松橋町豊福1786	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町3番7号 川村 隼秋	平成20年 4月1日	4312700067	就労移行支援 (一般型)
熊本こすもす園(通所部) 宇城市松橋町豊福1786	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町3番7号 川村 隼秋	平成20年 4月1日	4312700067	就労継続支援 (B型)
就労サポートセンター GAMADUS	特定非営利活動法人 まちくらネットワーク熊本	平成20年 4月1日	4312300090	就労移行支援 (一般型)

宇土市栗崎町字大平 1296 番地	熊本市兎谷二丁目 3 番 20 号 中川 勝則			
就労移行支援センター らぼーる 宇城市不知火町高良 2273 番地 1	社会福祉法人 東康会 宇城市三角町波多 2864 番地 103 山田 純策	平成 20 年 4 月 1 日	4312700208	就労移行支援 (一般型)
就労移行支援センター らぼーる 宇城市不知火町高良 2273 番地 1	社会福祉法人 東康会 宇城市三角町波多 2864 番地 103 山田 純策	平成 20 年 4 月 1 日	4312700208	自立訓練 (生活訓練)
通所施設「なかま」 玉名郡南関町上坂下 785-4	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下 790 番地 石川 四男美	平成 20 年 4 月 1 日	4311110102	就労移行支援 (一般型)
障害者支援センター 水俣福祉作業所 水俣市浜 4051 番地	社会福祉法人 親和会 水俣市浜 4051 番地 白坂 久美	平成 20 年 4 月 1 日	4310700101	就労継続支援 (B 型)
就労継続支援 A 型事業所 やまびこ 球磨郡相良村大字深水 2500-51	社会福祉法人 ひまわり会 球磨郡相良村大字深水 2500-65 山口 秀俊	平成 20 年 4 月 1 日	4311880084	就労継続支援 (A 型)
就労サポートセンター GAMADUS 宇土市栗崎町字大平 1296 番地	特定非営利活動法人 まちくらネットワーク熊本 熊本市兎谷二丁目 3 番 20 号 中川 勝則	平成 20 年 4 月 1 日	4322300080	共同生活介護
児童デイサービス ひまわりクラブ 熊本市佐土原一丁目 22-20	社会福祉法人 佐土原福祉会 熊本市佐土原一丁目 22-20 西原 勝熊	平成 20 年 4 月 1 日	4310100641	児童デイサービス
熊本県あかね荘 熊本市戸島西三丁目 4 番 150 号	社団法人 熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目 43 番 7 号 宮川 洸平	平成 20 年 4 月 1 日	4310100039	短期入所
ゆめの里 熊本市河内町野出 3 番地 1	社会福祉法人 明悠会 熊本市河内町野出 3 番地 1 中川 格清	平成 20 年 4 月 1 日	4310100328	短期入所
石路の里 葦北郡芦北町大字湯浦 1505-1	社会福祉法人 光輪会 葦北郡芦北町大字湯浦 1505-1 山本 秀久	平成 20 年 4 月 1 日	4311900049	短期入所
あかり 菊池市大琳寺 197	有限会社 キクチ観光タクシー 菊池市大琳寺 197 最上 次男	平成 20 年 4 月 1 日	4311200051	居宅介護
ヘルパーステーション 佳門 熊本市御領五丁目 1 番 1 号	株式会社 佳門 熊本市御領五丁目 1 番 1 号 甲斐 八重子	平成 20 年 4 月 8 日	4310100674	居宅介護

熊本県告示第 342 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名	指 定 年月日	事業所番号
ゆめの里 熊本市河内町野出 3 番地 1	社会福祉法人 明悠会 熊本市河内町野出 3 番地 1 中川 格清	平成 20 年 4 月 1 日	4310100328
石路の里 葦北郡芦北町大字湯浦 1505-1	社会福祉法人 光輪会 葦北郡芦北町大字湯浦 1505-1 山本 秀久	平成 20 年 4 月 1 日	4311900049
荅南寮 天草市北原町 5 番 14 号	社会福祉法人 北斗会 天草市北原町 8 番 37 号 金澤 武昌	平成 20 年 4 月 1 日	4313000335

熊本県告示第 343 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名	指 定 年月日	事業所番号
熊本県あかね荘 熊本市戸島西三丁目 4 番 150 号	社団法人 熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目 43 番 7 号 宮川 洗平	平成 20 年 4 月 1 日	4332400060
地域活動支援センター いんくる 熊本市白山二丁目 4-1	特定非営利活動法人 自立生活セン ター ヒューマンネットワーク熊本 熊本市白山二丁目 1-17 東 俊裕	平成 20 年 4 月 1 日	4330100654

熊本県告示第 344 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 20 年 6 月 23 日から施行する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「十八銀行 熊本支店 | 熊本市花畑町 9 番 24 号 |
親和銀行 熊本支店 | 熊本市水道町 5 番 19 号 |」を

「十八銀行 熊本支店 | 熊本市花畑町 9 番 24 号 |」に改める。

公 告

熊本県公告第 243 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターライアル八代店
八代市新開町三号 3 番 25 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者

- 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男
 福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
- (2) 小売業を行う者
 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男
 福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
 平成 20 年 11 月 26 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 5,815 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
 288 台
- (2) 駐輪場の収容台数
 56 台
- (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
 4 台
- (4) 荷さばき施設の面積
 186 平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の容量
 39 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 24 時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24 時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 3 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 24 時間
- 7 届出年月日
 平成 20 年 3 月 25 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 平成 20 年 4 月 7 日から平成 20 年 8 月 7 日まで

熊本県公告第 244 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、次のとおり公告する。
 平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 玉名農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 玉名農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
- (1) 事業実施区域に、和泉町を加え、岱明町、横島町、天名町、菊水町及び三加和町を削除する。

熊本県公告第 245 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、次のとおり公告する。
 平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 菊池地域農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 菊池地域農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
- (1) 事業実施区域に、合志市を加え、合志町及び西合志町を削除する。

熊本県公告第 246 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、次のとおり公告する。
 平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 あまくさ農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 あまくさ農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
- (1) 事業実施区域に、天草市（旧本渡市（佐伊津町を除く。））及び天草市五和町を除く。

く。)を加え、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、天草町及び河浦町を削除する。

熊本県公告第247号

農協経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、次のとおり公告する。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 本渡五和農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 本渡五和農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
(1) 事業実施区域に、天草市のうち旧本渡市（佐伊津町を除く。）及び天草市五和町を加え、本渡市（佐伊津町を除く。）及び五和町を削除する。

熊本県公告第248号

農協経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、次のとおり公告する。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 あしきた農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 あしきた農業協同組合農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
(1) 事業実施区域に、津奈木町及び水俣市を加える。

熊本県公告第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字袖山1635番11
4,554.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市田迎町五丁目4番6号
熊本タカスギ株式会社

熊本県公告第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市寺田字大堂7番、同8番、同9番1、同16番1及び同17番1
5,714.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字中原1500番の一部、同1596番1の一部、同1596番3、同1596番4の一部、同1602番、同1603番、同1603番2、同1607番1、同字大谷1609番、同1609番2、同1609番3、同1610番1、同1611番、同1611番2、同1612番1、同1613番2、同1614番の一部、同1615番2、同字穴ノ迫1749番2の一部、同1849番の一部、同1850番1、同1850番2の一部、同1854番1、同1854番3、同1855番1、同1855番4、同1855番5、同字高尾1942番4の一部、同1942番7の一部、同1943番2の一部、同1944番1、同1944番2、同1947番2の一部、同1983番1の一部、同1983番3の一部、同1991番の一部、同1991番2、同1991番3、同1991番4、同1991番5、同1991番6、同1998番2、同1999番1、同1999番2、同2000番2及び同2014番2の一部

- 222,976.67 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字平川 1500
本田技研工業株式会社

熊本県公告第 252 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目 2-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗設置者の代表者氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ゆめタウン熊本 代表取締役 真下 梅夫 熊本市田井島一丁目 2-1	代表取締役 吉田 恒彦

- 3 変更年月日
平成 19 年 10 月 30 日
- 4 変更する理由
代表取締役変更のため
- 5 届出年月日
平成 20 年 3 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 4 月 7 日から平成 20 年 8 月 7 日まで

熊本県公告第 253 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンサンピアン店
熊本市上南部二丁目 2-2
- 2 変更した事項
大規模小売店舗設置者の代表者氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ゆめタウン熊本 代表取締役 真下 梅夫 熊本市田井島一丁目 2-1	代表取締役 吉田 恒彦

- 3 変更年月日
平成 19 年 10 月 30 日
- 4 変更する理由
代表取締役変更のため
- 5 届出年月日
平成 20 年 3 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 4 月 7 日から平成 20 年 8 月 7 日まで

熊本県公告第 254 号

大津町長 家入勲から協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成 20 年 3 月 31 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日

以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後のおおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月8日から平成20年5月8日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場

熊本県公告第255号

大津町長 家入勲から協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成20年3月31日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後のおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月8日から平成20年5月8日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場
菊陽町役場

熊本県公告第256号

菊陽町長 後藤三雄から協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成20年3月31日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後のおおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月8日から平成20年5月8日まで
- 3 縦覧場所
菊陽町役場

熊本県公告第257号

菊陽町長 後藤三雄から協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成20年3月31日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成20年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後のおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月8日から平成20年5月8日まで
- 3 縦覧場所
菊陽町役場

熊本県公告第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営豊川南部地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営豊川南部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第 259 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営大河洲地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大河洲地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告第 260 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営烏帽子地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営烏帽子地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 261 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営甲申川左岸地区土地改良事業（農地保全施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営甲申川左岸地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 4 月 8 日から平成 20 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 262 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、農業用排水施設	花房中央（菊池市）	平成 8 年 12 月 17 日	平成 19 年 11 月 1 日	熊本県

農業用排水施設、農業用道路、区画整理	大津北部（1工区）（菊池市、大津町）	平成 2 年 3 月 24 日	平成 18 年 10 月 10 日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路	合志（合志市）	平成 10 年 11 月 19 日	平成 17 年 3 月 25 日	熊本県

熊本県公告第 263 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定による取消をしたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許の取消しをした年月日 平成 20 年 3 月 31 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 山田義和 二級建築士 第 4406 号
- 3 免許取消しの理由 本人から免許の取消しの申請があったため。

登載依頼

熊本県監査委員告示第 3 号

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 4 月 7 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
 同 月 待 孝 一
 同 早 川 英 明
 同 水 室 雄 一 郎

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程
 熊本県監査委員事務局処務規程（昭和 39 年熊本県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

第一課

- (1) 監査委員の秘書に関する事。
- (2) 監査委員会議に関する事。
- (3) 公印に関する事。
- (4) 文書の収発及び保存に関する事。
- (5) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (6) 事務局の予算及び経理に関する事。
- (7) 物品の管理に関する事。
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (9) 監査基準の総括に関する事。
- (10) 監査に関する各種協議会その他関係団体との連絡に関する事。
- (11) 監査計画に関する事。
- (12) 一般会計及び特別会計（公営企業会計（病院事業会計を含む。以下同じ。）を除く。）の定期監査及び現金出納検査に関する事。
- (13) 公営企業会計の定期監査、随時監査、現金出納検査及び決算審査に関する事。
- (14) 一定数の連署による選挙人の請求監査に関する事。
- (15) 住民の監査請求に関する事。
- (16) 指定金融機関等の公金の収納及び支払いの事務についての監査に関する事。
- (17) 他課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第二課

- (1) 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）についての定期監査（別に定める部局等）、事務の執行監査及び決算審査に関する事。
- (2) 監査結果の提出及び公表に関する事。
- (3) 議会の請求監査に関する事。
- (4) 議会から送付を受けた請願の処理に関する事。
- (5) 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）に係る随時監査に関する事。
- (6) 知事の要求に基づく監査に関する事。
- (7) 基金の審査に関する事。
- (8) 県が財政的援助を与えている団体の監査に関する事。
- (9) 県が受益権を有する不動産の信託団体及び公の施設の管理委託団体の監査に関する事。
- (10) 知事の要求に基づく職員の賠償責任に関する事。

(11) 地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づく審査に関すること。
附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。